

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海中西部系群

2. 参考人

氏名	高場 稔
所属又は職業等	(公財) 広島県漁業振興基金

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

広島県の漁獲量は昭和 54 年の 758 トンをピークに平成 6 年にかけて 195 トンまで減少したが、その後増加に転じ、平成 20 年以降は 300~400 トン台で漸増傾向で推移している。本種は一本釣り、刺し網、小型底引き網、吾智網、小型定置網で漁獲され、各漁業種類とも経営体数は減少を続けている。消費が低迷する中、消費に見合った漁獲を行っていることをよく耳にする。当基金では平成 5 年から毎年 50~60 万尾のマダイ稚魚を放流している。放流魚は海域に放流すれば無主物であるから、漁業者に限らず誰が釣ってもかまわない。不特定多数の人が利益を享受できることから公益事業として認定され放流事業を行っている。広島県では遊漁が盛んである。漁船 3407 隻に対して、プレジャーボートの隻数は 11454 隻、漁船の 3.4 倍の多さである。漁業地区によっては 5 倍をこえる。また遊漁登録船は 350 隻あり、漁業以外で漁獲される資源をどのように管理するかが問題である。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

資源解析を行うには対象海域の年齢別漁獲尾数を求める必要があるが、このデータ収集ををだれが担うかが問題となる。漁業法の改正により漁業者の報告義務が課せられたが、年間の漁獲重量での報告となることなので、研究機関で別途漁業日誌調査、生物標本調査を行い、年齢別漁獲重量、尾数を求めることになり、地元研究機関も参画する仕組みが必要と考える。また、遊漁関係の報告をどのようにするか。過去のマダイ遊漁者調査で土日祝祭日に限れば、漁業者と同等の漁獲をしており、平成 22 年のプレジャーボートの釣獲状況調査ではマダイの漁獲が最も多かった。遊漁の漁獲報告の検討が必要と思われる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

同一系群でも生活圏は広く、海域により漁獲量、漁獲サイズは異なる。一律規制でなく、海域により管理目標に柔軟性を持たせる必要がある。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

本県ではマダイ漁獲量は漸増傾向にあり資源は維持されていると考えている。資源加入量は年変動があることから目標値が設定される場合であっても、資源評価を継続的に行う必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

管理期間中の漁獲情報を把握。広島県の場合は組合集荷している組合が少ない。組合集荷していれば、漁獲の水揚げデータが、即日集計できるが、それができない。また、遊漁者が漁獲した場合のデータの取り扱いをどうするか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源加入前の若齢期マダイ保護が重要である。放流に際しても港内に放流し、1か月間港内で飼付けを行い、飼付けを行っている。この間は、委員会指示で、港内とその付近では釣りを禁止している。瀬戸内海漁業調整規則でも13cm以下の採捕禁止が明記されており、漁業者は理解しているが、遊漁者に対して、広報等により周知を徹底する必要がある。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

一本釣り、刺し網、小型底びき網、吾智網、小型定置網で漁獲されるが、特に一本釣り、吾智網、刺し網ではマダイを主対象としている場合があり、十分な説明が必要である。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

利害関係者それぞれの具体的な対応を含め、丁寧に説明して欲しい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

県内の一本釣り、刺し網、小型底びき網、吾智網、小型定置網で、小底、吾智網に県外入漁がある。
遊漁者は行動範囲が広い。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(1)の項でも記述したが、マダイに関しては遊漁者の漁獲が多くみられる。これらの漁獲は今回の資源解析の中でどのように反映されているのでしょうか。海の資源をどのように活用するか。生業とする漁業と遊びである遊漁者の調整を行政としてどうするか。漁業を続けるためどういうふうにな水産資源を守り、維持するかということを考える必要がある。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海中・西部群

2. 参考人

氏名	羽田 幸三
所属又は職業等	鞆の浦漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

私は広島県福山市で小型底びき網漁業を営んでいる。本資源は肌感覚でいうと、他の魚種のような顕著な減少はしていないと思う。
一方、魚価は年々低下しており、最も大きな課題である。
新型コロナウイルスの影響で飲食店向けの需要は皆無。家庭向けの需要は増加が想定されるが、家庭で扱い易い1~2kg程度のマダイは限定的。そのため、それ以外のサイズは量販店に買い叩かれ、漁業者の手取りはますます減少。
漁獲数量の割当管理では、量よりも魚価や水揚額として、漁業経営上の依存度を評価考慮してもらいたい。
また、特に瀬戸内海では遊漁者が漁業者より多くの資源を採捕することも珍しくなく、遊漁者の漁獲圧をどのように扱うか検討する必要がある。
さらに海況の変化（高水温、栄養塩不足、藻場・干潟の減少等）により種苗放流しても魚が育たない海になっているため、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正を契機に豊かな海づくりを進める必要がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

デジタル化推進事業を活用した漁獲報告システムの体制整備と漁協だけでなく、漁業者への説明の機会が必須。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 漁業者だけでなく、遊漁者を含めた漁獲数量管理の検討が必要。
- ・ 海況の変化や改善対応策
- ・ 密漁防止対策強化

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁業者への周知と理解が最も課題であると思われる。
また、資源の全体量ではなくサイズ構成から水揚額としての持続性や、放流投資の効果も含めた、経済活動として納得性のある漁獲シナリオが必要。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・小規模漁業者（一人操業）、高齢漁業者への周知と理解
- ・数量割当の根拠

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源管理計画（休漁日の設定等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

予め意見を聞くべき地域：全域
漁業種類、関係者等：小型底びき網漁業、刺し網、定置網、ごち網、釣り等に従事する漁業者及び漁協

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・漁獲圧が資源減少の原因となっている根拠
- ・分析の方法及び内容
- ・海況の変化等をどのように考慮して資源評価を行ったのか
- ・漁業者の意見の反映
- ・遊漁者の採捕について

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・県域に割当られた数量をどのように配分するのか？又、その方法を実施するにあたって漁業者への説明はどのように行い、理解を求めるのか？
- ・遊漁者は管理の範囲に入らないのか？

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・漁獲数量の割当管理対象魚種となった場合、それを超えた漁獲をした場合は何かペナルティがあるのか？
- ・また、一部の悪質な漁業者の違反操業や密漁を助長することに繋がらないか？その対応はどうするのか？（無報告、無申告の漁獲等）
- ・若年層の魚離れが顕著であることから、子供が魚を食べない。教育機関等、他分野との連携は不可欠かつ急務であると感じる。（例示として学校教育の一環として食育カリキュラムを導入し、子供の頃から魚を食べる習慣を作る等。）将来も食べ続けてもらえるから、獲れ続けるように漁獲数量管理をするのではないか？

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海中・西部系群

2. 参考人

氏名	小田 貞利
所属又は職業等	山口県漁業協同組合 理事 (東和町支店運営委員長) (山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 委員)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

・TAC 管理の議論を行う前提として、瀬戸内海の正確な漁獲実態を把握する必要がある。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・漁獲枠配分の根拠となる資料として主に農林水産統計が用いられるとのことだが、農林水産統計の精度に疑問がある (統計事務所が調査対象とする漁協は販売事業を通らない流通分を把握できない場合が多いと思われる)。
・現在、新型コロナウイルスの関係で魚価が低下しているため、出漁を控えている漁業者が多く、漁獲量が抑えられている。漁獲量の低下は資源量以外の要因もあるということも考慮に入れていただきたい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・限界管理基準値案を過去最低親魚量としているが、その理由等を分かりやすく明記すべき。
・人工種苗由来の加入量の変化により、資源量及び漁獲量は変化するのであれば、今後も種苗放流を維持していけるよう、配慮して頂きたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・漁業者の負担に応じて、複数の漁獲シナリオを示す必要あり。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・資源評価において、遊漁の採捕は考慮してないと思われるが、漁業者だけでなく、遊漁の取扱いについて、検討すべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・本県ごち網は本県資源管理指針に基づき、小型魚の保護（全長 15 cm以下のマダイの再放流）を実施するとともに、資源管理計画に基づき、土曜日 40 日以上休漁を実施。
- ・各県で数量管理以外の資源管理措置の内容を共有し、導入可能な部分については検討すべき。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・小型機船底びき網漁業、刺し網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、一本釣り漁業等の漁業関係者の他、遊漁関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・瀬戸内海の共通の問題である遊漁の取扱い、漁獲可能量管理を導入することのメリット、具体的な対応の基準等も含め、丁寧な説明が必要

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・一本釣り等の零細な漁業者にまで厳格な数量管理を行う必要があるのか疑問がある。漁獲能力の高い網漁業（許可漁業）の管理を重点的に行うのが現実的ではないか。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・瀬戸内海の貧栄養化など漁獲以外の資源変動要因をしっかりと調査研究し、対策が可能なものがあれば、行政がそれに取り組むべき。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海中・西部系群

2. 参考人

氏名	嶋野 勝路
所属又は職業等	香川県漁業協同組合連合会 代表理事長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・ 漁獲可能量管理を導入するに当たっては、現場の漁業者の理解を得て進められたい。
- ・ マダイは遊漁の主な対象魚種であり、遊漁についても考慮した資源評価及び資源管理を検討すべきである。また、遊漁を考慮した上で資源評価等を実施し、資源管理措置を検討する場合、資源管理目標だけでなく、漁獲シナリオ等についても変わると想定されることから、漁業者のみが漁獲可能量管理に取り組むのではなく、まずは適切な資源管理に向けて早急に遊漁の取扱いを検討されたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ 現時点では、自由漁業や遊漁による採捕に係る報告が困難と考える。
- ・ 他県の漁業者が本県知事による許可に基づき本県海域で操業する場合、電子的な報告体制の整備状況によっては、県間で報告義務の履行に差が生じる恐れがあると考える。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 加入量の推定方法、資源量及び親魚量の関係性、再生産関係式や資源評価の妥当性、放流の効果や必要性について明記する必要があると考える。
- ・ 資源量や親魚量の動向と漁獲有用サイズのマダイの漁獲量の動向の関係性について示す必要があると考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ 2032年の親魚量が目標管理基準値を上回る確率について、判断基準を示す必要があると考える。
- ・ 目標管理基準値を上回る期間を10年とする妥当性、又は複数期間の漁獲シナリオを示す必要があると考える。
- ・ これまでの資源の動向や環境要因も踏まえた上で、漁獲シナリオを採択する必要がある。
- ・ 漁業者の自主的取組（禁漁期の設定、漁獲サイズの制限）を考慮した漁獲シ

ナリオも検討する必要があると考える。

- ・ 複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべきである。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 現行の漁獲圧であっても、最大持続生産量を達成する漁獲圧より小さい漁獲圧であるとともに、将来的に資源は増加すると予測されている状況において、管理の手法や水準を変更する明確なメリットを示す必要があると考える。
- ・ 本県では、複数の系群（まだい瀬戸内海中・西部系群及び瀬戸内海東部系群）を利用する漁業種類があり、それぞれの系群を区別して管理することは難しいと考える。
- ・ 瀬戸内海では入会が多く、共通の資源を利用するに当たって、隣県との管理方法の差異は問題となると考える。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、休漁日や休漁期間の設定、小型魚の保護等に漁業者が自主的に取り組んでおり、自主的な取組の効果を示す必要があると考える。なお、新型コロナウイルス感染症により流通面で多大な影響が生じている中で、従来に加えて新たな資源管理措置に取り組むことは経営面の観点からも困難であると考えます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

特に、マダイを多く漁獲する小型機船底びき網漁業、定置網漁業、込網漁業、建網漁業に従事する漁業者の意見を重点的に聴く必要があると考えるが、予め意見を聴く対象としては、マダイは多種多様な地域及び漁業種類で漁獲されることを鑑み、県内全ての漁業者を対象に意見を聴くべきであると考えます。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 遊漁の取扱い、漁獲可能量管理を導入することのメリット、経営面での支援策を提示する必要があると考える。
- ・ どの程度の漁業者の理解を得て検討を進めるのか、具体的な対応の基準についても説明する必要があると考える。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

遊漁については、一の都道府県で対応できるものではないことから、クロマグロと同様に、大臣管理区分として管理するべきと考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 資源管理の用語やそれぞれの用語の関連性の説明について、漁業者に対して、丁寧に行っていただきたい。漁業者の理解が得られるまで、複数回、ステークホルダー会合を実施していただきたい。
- ・ 漁獲可能量管理の導入については、遊漁の取扱いが定まらない限り、漁業者側だけで検討を進めることはできないと考える。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ瀬戸内海中・西部系群

2. 参考人

氏名	疋田 一則
所属又は職業等	大分県漁業協同組合鶴見地区漁業運営委員長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県ではマダイは周年漁獲され、一本釣りや定置網漁業、小型底びき網漁業等の多くの漁業種類で漁獲対象種となっており、極めて重要な水産資源である。そのため、漁業経営に影響を与えるような極端な漁獲量の規制が生じないように検討していただきたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

固定式刺し網や定置網などの漁業種類は選択的に漁獲できないので、仮にマダイが禁漁になったとしても混獲されてしまう恐れがある。これを理由に操業が規制されることのないよう、対策を考えていただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）